

中山小学校いじめ防止基本方針

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

<定義>

- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。 <いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条より引用>

<いじめ防止等に向けての基本理念>

- ・中山小学校の学校教育目標である「豊かなかかわりの中で生きる力を身につけます」について、特に「礼儀や思いやりの心を大切に、自分と他者との違いを認め、受け入れながら、共に生きていこうとする子どもを育てます。」（徳）、「健康・安全に関心をもち、良い生活習慣と安全行動を身に付け、自分も周りの人の命も大切にする子どもを育てます。」（体）の具現化に向けて教職員が一丸になって取り組み、児童が心身ともに健康で、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めるとともに、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、いじめの未然防止や早期発見に努める。いじめのない子ども社会を実現するために、学校・保護者・地域・行政機関等が、相互に協力する必要がある。

2. いじめ防止対策委員会の設置

<委員会の運営>

- ・「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回の定期開催をする。また、いじめ（「疑い」も含む）を察知した段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、これらの組織が中核となって、事案に適した判断や対応を行う。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推進の管理を行う。

<委員会の構成員>

- ・学校長・副校長・児童支援専任・特別支援教育コーディネーター・教務主任・学年主任によって構成する。（必要に応じて、養護教諭・当該学年職員等）
- ・カウンセラー等の心理や福祉の専門家の参加を求めることもある。

<委員会の活動内容>

●未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない学級風土や環境づくり
- ・「いじめ防止対策委員会」を保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」も含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査等により事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・「中山小学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・「中山小学校いじめ防止基本方針」における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

3.いじめの未然防止、早期発見・事案対処

<未然防止のための取組>

- ・Y-P アセスメントシートや横浜プログラムを積極的に行い、子どもたちの社会的スキルを育てたり、人権週間の取組などを中心に、人権意識の向上を図ったりすることで、いじめの未然防止に努める。
- ・「たてわり活動」を年間通して取り組み、子どもたちの集団作りを行っていく。
- ・年間重点生活目標を「あいさついっぱいの中山小にしよう」とし、挨拶を通して、児童同士の適切な人間関係づくりに努める。【児童の委員会活動「中山交流委員会」中心に取り組む】
- ・「生活科」や「総合的な学習の時間」などの体験的な活動を通して表現力やコミュニケーション力を身につけ、自己有用感の醸成を促す。
- ・重点研究を中心に授業改善を図る（子どもが夢中になる授業、わかる授業を目指す）。

<早期発見のための取組>

- ・年4回アンケート調査を行い、いじめの情報を収集するとともに、職員会議や学年研などで各クラス・各学年の状況を共通理解して、いじめの早期発見に努める。
- ・サイバー教室を4年生から実施し、情報モラル教育を行っていく。
- ・校内でのさまざまな教職員とのかかわりを大切にする（一部教科分担制）。
- ・保護者、地域、関係機関との連携に努める。

<いじめに対する措置>

- ・「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応し、いじめを受けた児童・保護者への支援、関係児童・保護者への指導、支援を行っていく。
- ・いじめが犯罪行為と認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合は、直ちに警察に通報する。
- ・必要があれば、警察署等関係機関や専門機関と連携を取りながら対応していく。

<いじめの解消>

- ・少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

<研修等の実施>

- ・年度初めに、職員全員で児童の実態を共通理解したり、人権教育や児童指導・特別支援教育に関する研修を夏休みなどに行ったりして、職員の資質向上に努める。

<学校・家庭・地域連携事業の活用>

- ・学校・家庭・地域連携事業や四校委員会などで共有して、対応していく。

<取組の年間計画> ※社会状況に応じて、予定が変更される場合がある。

年間通して	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜子ども会議に向けての取組（全校） ・たてわり活動（全校） ・横浜プログラムの実施（各学年） ・道徳の授業の充実（各クラス） ・委員会活動（5・6年生）やクラブ活動（4・5・6年生） ・「生活科」や「総合的な学習の時間」等での自己有用感の育成 ・職員会議の時間に、各学年の児童の実態を全職員で共通理解する
毎月実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策委員会」の実施 ・各学年の実態把握と情報交換
毎週の打ち合わせ	（必要に応じて）児童の情報共有
4月	「中山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、方針や対応等を全職員で共通理解する
4月～5月	Y-P アセスメントシート
5月	全校遠足（たてわり） 「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）
6月	地区懇談会 サイバー教室（4・5・6年生）
7月	宿泊体験学習に向けての取組（4・5年） 修学旅行に向けての取組（6年）
7月～8月	職員研修（人権・児童指導・特別支援教育）
8月	横浜子ども会議
9月～10月	運動会練習（クラス・学年の連携）
10月～11月	遠足や社会科見学に向けての取組
12月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（無名式アンケート・教育相談） 人権週間の取組 マナー教室（緑警察署との連携）
1月～2月	Y-P アセスメントシート
2月	児童の情報引き継ぎ資料作成
必要に応じて	ケース会議の実施

4.重大事態への対処

<重大事態の定義>

- 重大事態とは、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」や「児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」のことを指す。<いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項より引用>

<発生の報告>

- 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- 「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5.いじめ防止対策の点検と見直し

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。